

平成 30 年第 9 回辰野町議会定例会会議録（1 日目）

1. 招集告示年月日 平成 30 年 11 月 27 日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成 30 年 12 月 3 日 午前 10 時 00 分
4. 議員総数 14 名
5. 出席議員数 13 名
 - 1 番 小 澤 睦 美
 - 2 番 向 山 光
 - 3 番 熊 谷 久 司
 - 4 番 山 寺 はる美
 - 5 番 篠 平 良 平
 - 6 番 中 谷 道 文
 - 7 番 宇 治 徳 庚
 - 8 番 成 瀬 恵津子（欠席）
 - 9 番 瀬 戸 純
 - 10 番 宮 下 敏 夫
 - 11 番 根 橋 俊 夫
 - 12 番 垣 内 彰
 - 13 番 堀 内 武 男
 - 14 番 岩 田 清
6. 会議事項
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議案第 1 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 4 議案第 2 号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 5 議案第 3 号 辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 6 議案第 4 号 辰野町農政審議会条例等の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第 5 号 平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 8 号）
 - 日程第 8 議案第 6 号 平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
 - 日程第 9 議案第 7 号 平成 30 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 10 議案第 8 号 平成 30 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 11 議案第 9 号 平成 30 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計
補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 10 号 平成 30 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 11 号 平成 30 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 12 号 平成 30 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 13 号 平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

| | | | |
|-----------|---------|--------|---------|
| 町長 | 武 居 保 男 | 副町長 | 山 田 勝 己 |
| 教育長 | 宮 澤 和 徳 | 総務課長 | 小 野 耕 一 |
| まちづくり政策課長 | 赤 羽 裕 治 | 住民税務課長 | 伊 藤 公 一 |
| 保健福祉課長 | 小 澤 靖 一 | 産業振興課長 | 一ノ瀬 敏 樹 |
| 建設水道課長 | 西 原 功 | 会計管理者 | 武 井 庄 治 |
| こども課長 | 加 藤 恒 男 | 生涯学習課長 | 原 照 代 |
| 辰野病院事務長 | 今 福 孝 枝 | | |

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

| | |
|-----------|---------|
| 議会事務局長 | 中 畑 充 夫 |
| 議会事務局庶務係長 | 田 中 香 織 |

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

| | |
|----------|---------|
| 議席 第 3 番 | 熊 谷 久 司 |
| 議席 第 4 番 | 山 寺 はる美 |

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年第9回辰野町議会12月定例会を開会いたします。欠席の届け出でありますけれども、成瀬議員から葬儀事由により欠席届が提出されておりますので、報告いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第9回定例会召集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第9回辰野町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走に入り、何かとご多用の中、ご出席を賜り感謝申し上げます。12月に入り、寒さも厳しくなってきました。冬本番を迎え、心配されるのは大雪による災害であります。住民生活に多きな影響が及ばないよう除雪体制や交通安全対策に万全を期すため、11月22日に関係機関にお集まりいただき、除雪会議を開催しました。しかしながら、幹線道路以外の路地などは住民の方のご協力をお願いするところであります。先月15日に内閣府が発表した7月から9月期の実質国内総生産(GDP)は、物価変動を除いた実質値で0.3%減、年率換算で1.2%減となり、2四半期ぶりにマイナス成長に転じました。西日本豪雨や北海道の地震などの自然災害で、個人消費が振るわず、訪日外国人観光客の落ち込みも響いて、輸出が大幅に減少、景気は足踏みを強いられ、昨日のニュースでは、一時休戦状態とはなりましたが、米中貿易摩擦といった海外初の不安要素もあり、多難な中で成長軌道に戻ることができるのか、日本経済の浮揚力が試されている状況ですので、年末にかけて注視していきたいと思っております。先月26日に辰野町議会あり方検討委員会から議員定数、議員報酬の方向性について提言をいただきました。初めて実施した住民アンケートを基に、これまでの定数削減の経過などを踏まえ、現行の定数と報酬を維持すべきとした一方で、来春の選挙結果に関わらず、2、3年かけて見直し検討の必要性とのご意見もご提示いただきました。地方議員の担い手不足が全国的な課題となる中で、行政としても参加しやすい議会環境づくりを進めていかなければならないと思っております。また、10月の定例記者談話会で、ど真ん中町構想を発表し、職員だけでなく、町民参加のプロジェクトを立ち上げ、日本のど真ん中作戦会議を開催いたしました。西小学校児童の

皆さんがムードを作って、大人も熱を感じ取り、行政が思いつかない斬新なアイデアが形になって、全国にPRし、町の活性化に繋がっていくのが楽しみであります。さて、早いもので町長に就任し1年が経過し、町民が幸せを感じるまちづくりに向けて、産業振興や福祉充実など基本的な施策をぶれずに進めてまいりました。引き続き、公約であります産業振興、暮らし・福祉・子育ての充実、若者と高齢者に魅力あるまちづくり、道路、住環境整備、防災対策の4大プランを推進するために、職員と総力戦で立ち向かってまいります。議員各位におかれましては、一層のご指導ご鞭撻ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会に提案する議案は、条例の一部改正4件、辰野町一般会計補正予算など各特別会計補正予算9件、公の施設の指定管理者の指定1件で合わせて14議案です。また、追加議案として、ブロック塀、冷房設備対応臨時交付金の内示を受け、一般会計補正予算第9号を提案いたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会召集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席3番、熊谷久司議員、議席4番、山寺はる美議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（篠平）

おはようございます。去る11月27日、議会運営委員会を開催し、平成30年第9回辰野町議会12月定例会の会期並びに審議日程について、協議をいたしましたので、その結果について、ご報告いたします。11月27日、辰野町告示第29号によって、辰野町長より12月定例会を12月3日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、12月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○局 長

(会期日程 (案) 朗読)

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。日程第4、議案第2号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。2件を一括議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

初めに、議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。国の人事院勧告を受け、職員の給与手当等の改正を行うものです。議案第1号については、新旧対照表をご覧ください。第1条関係では、第23条で宿日直手当の改定を人事院勧告に準じて行うものです。(1)、(2)、(3)で、医師の宿日直手当を2万円から2万1,000円以内に。(2)で、その他の宿日直手当を7,000円から7,400円以内に。同じく、拘束者手当を2,600円以内に。(5)で、その他の宿日直手当を4,200円から4,400円以内に改正するものでございます。次に29条、勤勉手当についてですが、12月に支給する期末手当の基礎額に乗じる率を引き上げ、一般職は100分の90を100分の95に、管理職は100分の110を100分の115に、再任用職員は100分の42.5を100分の47.5に、同管理職は100分の52.5を100分の57.5に改めるものでございます。別表の改正給料表については、基本400円の引き上げを基本改定し、平均改定率は0.2%になり、平成30年4月1日より適用するものでございます。続いて次ページ、第2条関係は、26条期末手当は、6月、12月支給率が同率になるよう一般職は100分の130、管理職は100分の110、再任用職員は100分の72.5、同管理者は100分の62.5に改正し、29条勤勉手当も同様に一般職は100分の92.5、管理職は100分の112.5、再任用職員は100分の45、同管理職は

100分の55に改定し、平成31年4月1日より施行するものでございます。

次に議案第2号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。これも国の人事院勧告に準じ、議会議員及び常勤の特別職の期末手当の率を改正するものでございます。1条、3条では、12月の支給期末手当100分の172.5を100分の177.5に改正し、公布の日から施行しますが、3条第2項は、平成30年12月1日より適用いたします。次に2条、4条は、平成30年度以降は6月、12月支給率が同率になるよう振り分け、100分の167.5に改正し、平成31年4月1日より施行いたします。以上、一括して提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第1号、議案第2号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございいますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただ今議題となっているうち、議案第1号及び議案第2号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。

次に議案第3号、辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第3号、辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。1条は平成17年10月1日より施行した議員が非常勤、特別職を兼ねた場合の重複報酬の禁止を解き、受けるべき報酬等を支給するための改正でございます。第3条の議会の議長、副議長及び議員が第2条第2項別表のうち、日額で支給する報酬の委員のいずれかに該当する特別

職の職員を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬を支給しないの条を削り、条建てをするものでございます。平成 31 年 5 月 1 日より施行いたします。以上です。あつすみません。続きまして、2 条は、農業委員会の農地利用最適化業務を一体で推進するため、農地利用最適化推進委員報酬を年 27 万円に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 3 号、辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 4 号、辰野町農政審議会条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 4 号、辰野町農政審議会条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。審議会及び推進委員会の委員数等を現状に照らし、改正するものです。第 1 条は、辰野町農政審議会の委員数を 21 人から 10 人とし、構成員の人員は明記しないものです。第 2 条は、辰野町観光開発審議会の委員数を 15 人から 8 人とし、構成員の人員は明記しないものです。第 3 条は辰野町保健福祉推進委員の委員数は 30 人のままで、構成員の人員は明記しないものです。平成 31 年 5 月 1 日より施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第4号、辰野町農政審議会条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第5号、平成30年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成30年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、人事院勧告と人事異動による人件費の補正、障害者自立支援給付費、樹木剪定委託料などの増額、辰野東小学校用地購入費などの追加、農地耕作条件改善事業工事費、後期高齢者医療広域連合負担金の減額などの補正予算であります。この補正総額は、186万3,000円の減額であり、予算総額は84億6,237万9,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債の増額と県支出金、繰入金の減額です。歳出につきましては、議会費では、人事院勧告による議員期末手当の増額が主なものであります。総務費では、ワイトモ公式訪問団派遣に係る負担金の追加と、人事院勧告と人事異動による人件費の減額が主なものであります。民生費では、障害者自立支援給付費の増額、人事院勧告と人事異動による人件費、後期高齢者医療広域連合負担金の減額が主なものであります。衛生費では、北大出最終処分場法面の覆土に係る工事費の追加が主なものであります。農林水産業費では、農地耕作条件改善事業に係る工事費の減額が主なものであります。商工費では、人事院勧告と人事異動による人件費の増額です。土木費では、道路維持事業の除雪委託料と辰野中学校前のケヤキの剪定に係る委託料の増額が主なものであります。消防費では、消防団防災学習災害活動車両導入に係る備品購入費の増額などが主なものであります。教育費では、辰野東小学校体育館用地の土地購入費の追加と、人事院勧告と人事異動による人件費の増額が主なものであります。地方債補正ですが、Jアラート受信機更新事業に係る起債額の追加です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の

上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため、自宅審査に付し、最終日採決として、議事を進行いたします。日程第8、議案第6号、平成30年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第6号、平成30年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出の予定額については、総額で歳入歳出それぞれ4億1,714万2,000円に変更ありません。4ページをご覧ください。明細書のとおり、収益的支出の増減でございます。原水及び浄水費、配水及び給水費は給与改定に伴う増額と、採水用車両の燃料費の増額でございます。総係費は、人事異動及び給与改定に伴う給料等の減額でございます。減価償却費は、資産増による償却費用の増額でございます。5ページをご覧ください。資本的支出は、沢底砂防堰堤工事との調整によりまして、次年度早々に工事着手が必要であることから設計に関わる委託料を700万円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第6号、平成30年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第7号、平成30年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第7号、平成30年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額は、9億4,324万円で変更ありません。4ページから5ページをご覧ください。歳出について主なものでございますが、人事異動、給与改定に伴う人件費を公共下水道総務費は98万6,000円減額し、水処理センター管理は82万5,000円増額しております。公共下水道事業費は16万1,000円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第7号、平成30年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第8号、平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第8号、平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,711万7,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入については、繰越金を200万円増額しました。7ページをご覧ください。歳出については、国道153号舗装工事に伴うマンホール調整等の修繕料100万円の増額と、マンホール異常防止工事費100万円の増額によるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○堀内（13 番）

7 ページのところの、今、マンホールの関係の耐震化工事ということで今 153 号線という形の状況ありますんですが、工事内容と同時にですね、これはほかのところのマンホールについてもこういう形の現象ってあるのかどうか。ちょっとお聞きします。

○建設水道課長

はい。このマンホールの浮上防止につきましては、国道でなくてですね、町道部分のところでございます。押野の集落の中のマンホールの修繕でございます。国道 153 号につきましては、長橋から明倫館の間のところの国道の舗装修繕に伴う高さ調整等さしていただいた経緯がございますので、その点で違っておりますので、よろしくお願いたします。なお、マンホールの浮上防止の関係は、国道は今のところなくてですね、今現在、主要地方道の伊那辰野停車場線、樋口のところ矢の坂過ぎてのですね、県道部分については、現在行っておりまして、やはり工事の取り付けの関係でですね、振動があるというような連絡等いただいておりますので、年内には調整等さしていただいて、来年 31 年度には本復旧をするような予定でございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議 長

よろしいですか。そのほかありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 8 号、平成 30 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。日程第 11、議案第 9 号、平成 30 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第9号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,334万2,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入については、分担金を156万3,000円増額し、7ページをご覧ください。歳出につきまして主なものでございますが、人事異動給与改定に伴う人件費の41万1,000円の減額と、北部西地区及び上横川地区水処理施設における新規公共マス設置工事費等で197万4,000円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○根橋(11番)

7ページ、8ページの関連で、今、北部西及び上横川地区それぞれ新規の公共マス設置ということですが、これは移住で新たにこの下水を引きたいという家庭が増えているってということでしょうか。

○建設水道課長

はい。当初ですね、公共マスを付けてなかったところもございまして、その移住の関係で、今回付けなければいけないというようなところがございます。そんな形で新しく新規が2箇所ございます。以上でございます。

○議 長

ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第9号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。日程第12、議案第10号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第10号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。まず1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,982万9,000円とするものでございます。内容につきまして、6ページをご覧ください。歳入でございます。繰入金について、交付額の確定により保険基盤安定繰入金の内、保険税軽減分を139万8,000円減額し、保険者支援分を19万8,000円増額とし、出産に関する給付費の増加見込みにより、一般会計繰入金の内、出産育児一時金を140万円増額するものでございます。7ページをご覧ください。特定健康検査等負担金について、実績による前年度負担金の確定により、過年度分として、17万5,000円を増額するものでございます。続きまして歳出でございます。8ページをご覧ください。2款、保険給付費について、出産育児一時金の増加見込み分5名分、210万円を増額するものでございます。9ページをご覧ください。3款、国民健康保険事業費納付金について、納付金の確定により一般被保険者医療給付費分を50万3,000円減額し、退職被保険者医療給付費分を4万円増額。一般被保険者後期支援金分を45万8,000円減額し、退職被保険者後期支援金分を1万9,000円増額。介護給付金分を88万1,000円減額するものでございます。11ページをご覧ください。歳入増額分5万8,000円を予備費として増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第13、議案第11号、平成30年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号、平成30年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳

入歳出それぞれ 79 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 8,482 万 9,000 円とするものでございます。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入でございます。事務費繰入金の確定により 55 万 1,000 円減額し、保険基盤安定分に係る被保険者数及び軽減額の確定により、保険基盤安定繰入金を 59 万 5,000 円増額するものでございます。7 ページをご覧ください。繰越金につきまして、前年度繰越金の確定により 75 万円を増額するものでございます。続きまして歳出でございます。8 ページをご覧ください。後期高齢者医療徴収費について、消耗品として後期高齢者専用プリンタのトナー代 3 万円を増額し、負担金については広域連合納付金の確定により、軽減分納付金を 59 万 5,000 円増額し、事務費負担金を 55 万 1,000 円減額するものでございます。9 ページをご覧ください。歳入増額分 72 万円を予備費として増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 14、議案第 12 号、平成 30 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 12 号、平成 30 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。この補正は国の人事院勧告及び職員の異動による給与を変更するものです。1 ページをご覧ください。予算 3 条に定めました収益的支出の予定額を 40 万円減額しまして、総額 22 億 8,296 万 4,000 円とするものでございます。3 ページの方をご覧ください。給与費及び手当につきましては、減額となっております。これは当初予算の中で、いつでも職員が来てもいいようにちょっと多めに予算とっておりましたが、実際的にはさほど職員も多くならなかったということで減額するものでございます。併せまして賃金の方が 3,000 万円ほど増額となっておりますが、これは退職した医師の給料を臨時職員の方から、臨時賃金の方から払うということで増額となりました。併せて産休者、育休者の増加に伴いまして、臨時職員の方が非常に増えまして、その分も合わせましての増額となっております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 12 号、平成 30 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。日程第 15、議案第 13 号、平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 13 号、平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,480 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 6,558 万 4,000 円とするものでございます。内容について申し上げます。6 ページをご覧ください。最初に歳入でございますが、介護保険料が 194 万 3,000 円の増額、7 ページの国庫補助金が 325 万 2,000 円の増額、8 ページの支払基金交付金が 467 万 3,000 円の増額、9 ページの県補助金が 162 万 6,000 円の増額、10 ページの一般会計繰入金が 331 万円の増額でございます。ここまで説明申し上げました介護保険料、国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金はその後説明いたします人件費等の歳出の増額分に対する財源のそれぞれの負担割合に基づくものでございます。また支払基金交付金につきましては、過年度分の精算による歳入でございます。次に歳出でございますが、11 ページの総務管理費が、職員の人事異動と人事院勧告に伴う給料等合計 159 万 9,000 円の増額でございます。介護認定審査会費は、介護認定調査委員の費用弁償及び車借上料で合計 8 万 5,000 円の増額でございます。12 ページの包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センター長の専任化と人事院勧告に伴う給料等合計 840 万 6,000 円の増額でございます。生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターの費用弁償として 4 万 1,000 円の増額でございます。13 ページの予備費は、過年度分として入ってまい

ります支払基金交付金 467 万 3,000 円を計上するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 16、議案第 14 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 14 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。来年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了する、ふる里農村公園「グリーンビレッジ横川」と辰野町世代間交流施設について、ご審議をお願いするものです。ふる里農村公園「グリーンビレッジ横川」の指定管理者選定にあたっては、指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条に基づきまして、9 月 20 日から 10 月 19 日まで候補者の公募を行いました。その結果、2 社からの応募があり、書類審査を経て、11 月 2 日に庁内職員で構成する選定委員会において、選定基準に基づく審査を実施し、その後、11 月 14 日に識見を有する 5 名の方で構成します候補者選定審査会に諮り、決定したものであります。その結果、辰野町中央 58 番地、一般社団法人 TUGBOAT、代表理事、伊藤優に決定いたしました。指定期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間です。次に、辰野町世代間交流施設につきましては、特殊性や今までの経過を踏まえて、公募によらないこととし、辰野町大字赤羽 300 番地 20、世界昆虫館、代表者、川島陽江に決定し、選定委員会及び候補者選定審査会に諮り、決定したものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで議案に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただ今、議題となっています議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 17、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情については、その写し及び文書表を配布してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○局 長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、請願・陳情、7 件につきましては、各常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり、付託することに決しました。以上で本日の日程は、全て終了いたしましたので、本日の会議は散会といたします。大変ご苦労様でした。

1 1. 散会の時期

12 月 3 日 午前 10 時 57 分 散会